



第36号
62.8.31

会報
やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口(22)5975
発行者
会長 新本 清人
印刷所
宇部市恩田町2丁目17番23号
白尾印刷
TEL (0836) 32-2211

目次

- 第40回定時総会開催される 2
- 新会長就任にあたって 3
- 本部新組織編成 5
- 支部長会議長・綱紀委員長 6
- 第2回公嘱調査士協会通常総会 7
- 国調境界冬景色 9
- 「農業と調査士業」 12
- 企画部長・総務部長 14
- 電算機時代に対応する刑法改正 18



(旧 山口地方法務局 本局)

山口県土地家屋調査士会



総会の風景



総会の風景

第四十回 定時総会 開催される

第四十回

定時総会開催

昭和四十年度の定時総会が、五月二十四日、長野市、マゼライフ館府に於て開催されました。

今年は役員改選の年であり、三好敏夫会長から、新水増入会長へとバトンが渡されました。

三好会長は、名誉会長に就任され、西山照清副会長は相談役に就任されました。

新たに、竹内順信先生、高杉勇助先生が、副会長に就任されました。

副会長、兼川島介先生が唯一人重任という新人事となりました。尚、今回、各支部総会によつて選出された本部役員は五回のこととなります。

新会長就任にあたって



御挨拶

新会長

新本 清 人

川島不況、貿易不振、雇用不安等の声が巷に喧嘩して居ります。この様な厳しい内外状況の中にあつて今日の土地家屋調査士会に在り方を思うとき、低成長に伴ひ隔む私達の業界は、今より十年位前は、寧ろ好景であり、しかも経済的にも恵れ、安定していた様だと思います。

当時と比較して現在の受託事件の落ち込み方は甚だしく、如何に

して、その活性化を図るべきかが問われる今日この頃でございます。この様な大事な時、名は「新本」ですが、頭は古く固い上、素養も力もない私が、至しきにも拘らずこの度、会長の太役の御推挙を賜り、大変驚き、且苦慮して居るところでございます。

けれども、一旦御引受けした身、断しく受け止め、其の難かしいことではございますが、専ら有難い試練であると思ひまして、府県に荷は重すぎますが、勇を鼓して、努力を傾注して振りたいと決心するに至りました。

「養老事の詞、この上に覆もれかし頼りある身の力試さん」(詠人、北条時宗)の歌の心算でございます。

幸か不幸か、若くて、優秀な三名の副会長さん(栗川、竹内、高杉)の各先生方の御力添え

を頂くことが出来ました。

また、新しく選出されました副役員並びに支部長さん各位の力強い御協力を頂戴するは勿論、各会員の皆さんの御支援、御叱声、そして建設的な御意見を承りつつこれを糧として、御勤めをして参りたいと存じます。

さて、現在の日本は、コンビニエンスの時代だと言われ、バイオテクノロジー(生物工程)とやらは、既に農業生産の土壌では、大きく活用され、遺伝子の品種えなど、動植物の生命の基本をもゆるがす程の、技術進歩だとも言われて切ります。

それは、我々の一般社会では、考えも及ばぬところであり、こんな社会にあつて、その適用を誤ると人間性をも破壊しかねないと言ふ声も、世では耳に致します。

けれども、コンビニエンスの世の中での私達身近な気では、色々上詰りのものが、ひしめいて居ります。

法務省も、登記事務に關し、電算化試行については、可成り進ん

でいると承ります。

私達業界も、それなりに対策を考へ、計画を練り、其、備えるべきだと思ひます。常に立ち遅れることなく、対応して行きたい。

が然し、やたらと、進み過ぎることは危険が伴います。

この辺を充分考え、判断して、いろいろと研修を重ね、本会はいかに及ばず、会員の一人一人が、安定した研究の御増進を保つて行きたいものだと思ひいたします。

一方、私の頭の片隅には、儒教的な教育の現れを汲む者の一人として、たえず、「調査士」としての誇りと、伝統あるこの会・山形県土地家屋調査士会の未来が、会員の皆さんと共に御世紀に向つて限りない希望と輝かしい幸あれと希うものでございます。

こんな考え方に立ち、会長の大役を御受けました私、任期一杯、精進します。頑張ります。どうかよろしくと重ねて、御願ひ致します。御挨拶といたします。

表彰おめでとございます

山口地方方法務局長表彰



山 山 武 臣 先生



高 野 成 雄 先生



竹 内 直 信 先生



川 内 直 信 先生

日本土地家屋調査士会
連合会会長表彰



岩 本 正 一 先生



浅 村 栄 一 先生



小 倉 六 治 先生



溝 口 保 二 先生



福 原 治 重 先生



疋 田 美 代 子 職員



昭和44年度第一回合同役員会が
小郡町の山口マサシンドホテルで開
催され、新組織が編成されしを
示す。

本部新組織の編成

		会 員				
		新 本 清 人				
部 名	総 務 部	公共事業部	企 画 部	広 報 部	経 理 部	厚 生 部
担当副会長	柴川 良介		竹内 重信		高杉 勇助	
担 当 理 事 ○印は部長	○小 嶋 慎一郎 平井 敏生 高木 健守		○高田吉雄 浦井善男 三好一敏		○藤口周二 藤本富士男 田中祐吉	
支部長会議長	細野 毅 (徳山)					
・ 副議長	渡辺 義行 (山口)					
綱紀委員会委員長	原田 美三男 (徳山)					
・ 副委員長	小倉 六治 (山口)					
綱 紀 委 員	井尻 富士夫 (岩国) ・ 渡村 栄一 (防府) ・ 小林 章 (萩)					
	酒井 誠一 (宇部) ・ 大田 勝次 (下関)					
予備綱紀委員	中田 勉 (岩国) ・ 佐谷 武雄 (徳山) ・ 藤原 嘉幸 (防府)					
	野村 幸人 (山口) ・ 長田 幸三 (萩)					
	高野 茂 (宇部) ・ 高野 成雄 (下関)					
監 事	石田 豊 (防府) ・ 原野 友一 (宇部) ・ 本田 薫 (萩)					
名 譽 会 長	三好 敏夫 (萩)					
相 談 役	西山 雅敏 (防府)					
事 務 員	藤村 俊亮 (山口)					

各支部長 選出される

支部長会議長 就任のごあいさつ

徳山支部長

細野 毅

第四〇回定例総会は、環境に恵まれたサンライフ防府会場で盛況裡に挙行されて、議長席を勤めさせて頂いた。私には感銘深い歴史の頁でありました。

総会は会員たる者の祭典で、又業績の披露される執行部役員方の正念場であり、会の威信を賭けるメイン行事であります。今回の議案では、任期満了に伴う役員改選が主題となり、三好会長より、新本会長への交替が成され、布陣も

移動しました。各支部より推薦の理事役員も、新顔の勢揃いで、新風さわやか、躍動への期待するものが多からうかと思えます。不肖私も、徳山支部長として支部長会議長を再任することになりました。

前期には、御協力を賜わりどうか悪く努めてきましたが、引き続きよろしくお願い申し上げます。県下七支部会より新支部長の選出で、徳山、山口が留年組で私も

初心に返って、チームワークの責任を果し、実りあるものと念じています。支部長の役割は会員相互の情報交流、本部組織活動への連携、団結であり、パイプ役となることをスローガンに考えています。貿易、産業の激動期に不況感も強く、我々の営業利益増加も望めない世情で、又、高齢会員等の

技能資質の均一化指導も問われていますが、不動産登記制度の権利を守る調査士たる資格の価値感を自覚して日常を励みたいと思えます。

公共嘱託登記協会も、第二回総会が終わりでしたが、新しい時勢に向かつて個々の稼働力が試される時になりました。常に新たなる

ものへの働き、人同志の出合いを現在の生き様として、頑張ってくださいと思います。会員方の温かい御協力を願ひまして、就任のご挨拶を申し上げます。

支 部 長
支 部 長

一般	一 般 登 行 栄 寿 二
年	年 盛 展 邊 保
田	田 野 田 辺 村 清 口
浜	浜 細 堀 渡 上 兼 満
岩	岩 国 支 部
徳	徳 山 支 部
山	山 口 支 部
徳	徳 山 支 部
山	山 口 支 部
支	支 部
下	下 関 支 部

綱紀委員長に 就任して

徳山

原 田 美三男

山口県土地家屋調査士会の綱紀委員長就任にあたり、御挨拶申し上げます。

調査士会会員の中には、知性、理性共に豊かな人格の優れた先生方がおられるにもかかわらず、その方々を差しおき、浅学非才な私を御推挙賜わったことは、感激致

すると共に、特にその責任の重大を感じるものであります。

私は、綱紀委員の職務は、会員の綱紀保持に関する事項を司るのでありますから、これが一番責任の重大さを感じるものであります。

これからは、自由職業の各会も、職域確保のため、相互にしのぎを削る競合が行われると思えますので、会員は、十分に会則を遵守して、違反のないよう業務に精励されますことを願うものであります。

私が常に考えていることは、会員の職域確保であります。そのためには、継続性、安定性の確保が急務だと思いますが、会員自身は自分の業務に責任を持って、努力されるべきであります。

会員の皆様の一層の御活躍を祈念して御挨拶いたします。



第二回通常総会



社団法人、公共債登記土地家屋調査士協会の第二回通常総会が、開催されました。

官公署等の不動産の表示に関する登記が、正確に行なわれることが、当該官公署の不動産の管理を容易にすることにつながります。と同時にこれらに隣接している民有地の正確な把握と、管理ができることにつながります。

この様な重要な職務が、官公署に認識され、調査士協会に大きな期待がかけられています。

今も、とても重要な時期に就任された新役員の皆様のご尽力、通常総会の場合において表明されました。

この一年間で、調査士協会が、官公署から受任した事件の延滞金額は、調査、測量費を含め、約七千万円であるとの報告でした。このまま事件を受任し続けると、現在の社員数では、処理しきれなくなってしまうので、未加入の調査士会の皆様の入会が待たれています。



社団法人 山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、第二回通常総会を終えて



理事長

乗川 良介

去る八月八日、司会会館に於いて、第二回通常総会に、山口地方... 三宅第一局長殿他の来賓の御出席を蒙り、又社員多数の出席のもと盛大な総会が終了したことを、先もってお礼申し上げました。

宇部市との間で、年間委託契約が出来、受託活動を開始しております。他の市町村におかれても、只今委託契約の検討をして戴いているところがございます。

在は、業務の整理を中心として受託してまいりましたが、今後は調査、測量(用地測量に限り)をも同時受託処理しなければ、真の協会としての目的は達成出来ません。この事について、「真の協会の目的達成の為の体制作りを成立」の検討に取組まなければならぬと思うものでございます。

業務担当理事 三好 一敏(秋)
総務担当理事 平山 正昭(宇部)
事務担当理事 渡辺 義生(山口)
経理担当理事 兼防府支所長 阿部 次男(防府)
経理担当理事 兼下関支所長 柴田 靖治(下関)
業務担当理事 兼徳山支所長 宮崎 精雄(徳山)
業務担当理事 兼宇部支所長 永久 嘉博(宇部)
業務担当理事 兼萩支所長 上村 栄(萩)
業務担当理事 小嶋 慎一郎(山口)
徳水 忠弘(下関)
岡本 寛(岩国)
谷村 健一(徳山)
岡村 正一(山口)
以上、役員は、竹森正義社長と決定。

以上、役員は、竹森正義社長と決定。以上、役員は、竹森正義社長と決定。

なければなりません。あれこれ考
え合わせて現実の測量方法もきま
ってくるわけでございます。

ただ私共のように地籍図境界点
の復元をやる者は、地籍図根点や
地籍図に絶対にあやまりはないと
思わないこと。そして地籍測量は、
我々がやる一筆測量に比べて案外
ラフなこと。この二つをシッカリ
と頭の中にタタキ込んでおくこと
でございます。

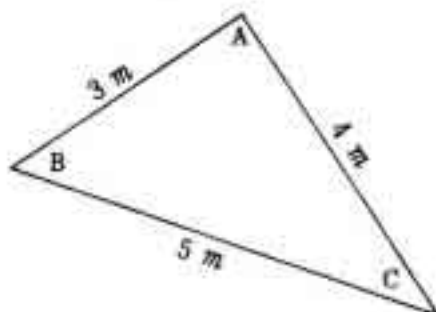
夾角の閉合差の補正 緯距、経距の閉合差 の補正

地籍図根点の計算簿によると、

どちらの閉合差の補正も距離の長
短等に関係なく、均等に行われて
います。図根点間、あるいはトラ
バース点間の距離がほぼ同じ程度
の場合であれば、実測の夾角と座
標値から計算した夾角の差(別表
4の夾角差)は、距離に対してパ
ランスのとれたものとなりますが、
別表4、別表5のように十m附近
もあれば五十m以上もある場合は、
そうは参りません。一分ちがって
も十mの場合三mmですが、五十m
の場合は一・五mmとなるわけでご

ざいます。

したがって夾角の閉合差の補正
は距離に反比例して行方方がベ
ターだと思えます。第十図の場合
夾角の閉合差を一分とすると、



夾角Aの補正値 $60^\circ \times \left(\frac{1/3 + 1/4}{2 \times (1/3 + 1/4 + 1/5)} \right)$
夾角Bの補正値 $60^\circ \times \left(\frac{1/3 + 1/5}{2 \times (1/3 + 1/4 + 1/5)} \right)$
夾角Cの補正値 $60^\circ \times \left(\frac{1/4 + 1/5}{2 \times (1/3 + 1/4 + 1/5)} \right)$

となるわけでございます。この方
法は中川徳郎先生も指摘してい
っしゃいます。昔はこんな面倒な
計算はとでもやれませんでした。今
はパソコンにプログラムを組ん
でおけば、タバコを一服する程度
で出来上りです。何んと便利な世

の中ではございませぬか。

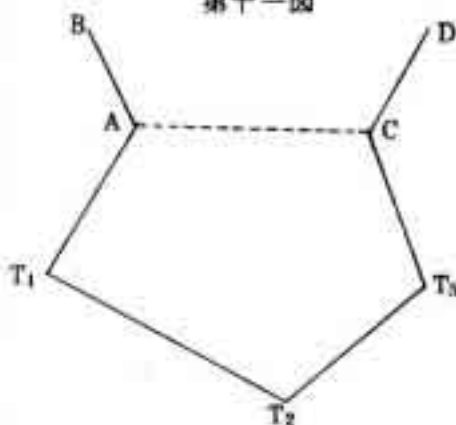
次に緯距、経距の閉合差(座標
の閉合差)の補正は、これ又中川
徳郎先生の著書にある「トランシ
ット法則」によるべきです。つま
りそれぞれの緯距、経距に比例し
て配分を行うべきで、これもパソ
コンがあればホイホイです。こう
すれば実測の夾角、距離と、座標
値から逆算した夾角、距離を比較
した場合、夾角差、距離差はナル
ホドと納得する数値になることウ
ケアイです。

再び岩国支部の 研修会

地籍図根点を用いて結合トラバ
ースを組む場合、出発点と最終点
の図根点の路線名が、同じ場合と
異なる場合がありますが、どちら
の場合も私は閉合トラバース(変
則)として処理いたします。

第十一図でA、B、C、D、は
地籍図根点、したがって $\angle CAB$ 、
 $\angle ACD$ が既知です。 $\angle A = \angle BAT$ 、
 $\angle ACD = \angle T_1CD = \angle ACD$
 $-\angle BAC$ 、 $\angle C = \angle T_2CD - \angle ACD$
AからCの距離は座標値からの逆
算値を用い、閉合トラバースで閉
合差を補正いたします。したがっ

第十一図



てAからCの距離も補正の対象と
なるわけです。 $\angle CAB$ 、 $\angle ACD$
も補正の対象としたわけですが、
AとCの間にトラバース点を設置
すると別に費用がかかりますので
御勘弁願っております。

以上のことを研修会で御話しま
したところ、AとC間の距離を変
更するのは誠にケンカランと、お
叱りを頂戴いたしました。図根点
を動かすのですから御叱りがもっ
ともでございます。ただし現地に
近いAの座標値はそのままに測量
基準点とし、座標値によるAから
Cへの方向を基準方向として採用
するわけでございます。

なお実際はもっとケンカランこ
とをやっておりますがこれについて
は次回以降に報告いたします。

岩国支部の研修会は三月二十八日「岩国市民会館」で行われ、「七条地図の図根点について」お話を致しましたが、内容は大体本学章で述べたもので、その時間と、質疑応答の時間が殆んど変らない位でございました。国調に取組む支部員の方々の熱意にはホトホト感服いたしました次第でございます。

(訂正)

会報第三十五号、第五学章について、六頁三段目、最終行「測路手法」は「測距手簿」です。七頁第六図は縮尺二百五十分の一になっておりません。同図の中央土地の地番は「2275-2」でなく「2257-2」です。第四段四行目「2045」は「2042」です。十三行目「読む」は「読む」です。八頁第四段、十八行目、「距離」のつぎに「は」がきます。なお第六図については、会報三十三号九頁の「地籍図」を御覧いただきたいと思ひます。



(別表4)

地籍図根点一次路線(例)

No.	実測値		座標値より計算値		夾角差
	夾角	(水平)距離	夾角	距離	
T 1	15° 06' 0"	51.18	15° 05' 44"	51.191	16"
T 2	170. 41. 0	13. 25	170. 40. 44	13. 264	16"
T 3	281. 06. 0	13. 86	281. 03. 44	13. 857	2' 16"
T 4	137. 10. 0	10. 92	137. 11. 51	10. 925	1. 51
T 5	117. 07. 0	12. 84	117. 08. 14	12. 850	1. 14
T 6	173. 56. 0	54. 02	173. 56. 44	54. 029	44
T 7	193. 18. 0	48. 92	193. 17. 35	48. 932	25
T 8	87. 13. 0	33. 60	87. 14. 45	33. 592	1. 45
T 9	198. 20. 0	31. 47	198. 19. 46	31. 468	14
T 10	242. 22. 0	50. 62	242. 20. 52	50. 641	1. 08
T 11	143. 23. 0	42. 96	143. 23. 24	42. 960	24
T 12	242. 41. 0	32. 30	242. 39. 40	32. 325	1. 20
T 13	215. 20. 0	37. 75	215. 19. 01	37. 767	59
T 14	157. 02. 0	39. 00	157. 02. 44	39. 017	44
T 15	99. 13. 0	64. 96	99. 14. 16	64. 964	1. 16
T 16	276. 10. 0	40. 97	276. 08. 11	40. 996	1. 49
T 17	155. 16. 0	12. 23	155. 17. 37	12. 257	1. 37
T 18	142. 32. 0	20. 08	142. 34. 05	20. 095	2. 05
T 19	192. 46. 0	60. 09	192. 43. 37	60. 110	2. 23
T 20	94. 06. 0	28. 86	94. 07. 25	28. 854	1. 25
T 21	273. 47. 0	17. 46	273. 46. 0	17. 476	1. 00
T 22	203. 35. 0	59. 31	203. 33. 47	59. 331	1. 13
T 23	150. 37. 0	31. 53	150. 37. 54	31. 551	54
T 24	154. 45. 0	19. 31	154. 46. 20	19. 320	1. 20
T 25	(22. 26. 0)		22. 26. 00		
計	4139° 58' 0"		計 4140° 00' 00" (180°×23)		28' 38"

平均 28' 38" ÷ 23 = 1' 14" 7

(別表5)

二対回、光波10秒読、測距(正反、往復)

No.	実測値		座標値より計算値		夾角差
	夾角	(水平)距離	夾角	距離	
T 101	81° 14' 11"	70.234	81° 14' 06"	70.236	5"
T 102	100 49. 07	28. 943	100. 49. 11	28. 943	4"
T 103	70 13. 27	22. 416	70. 13. 20	22. 416	7
T 104	97 07. 39	9. 939	97. 07. 43	9. 939	4
T 105	276 42. 22	20. 278	276. 42. 21	20. 278	1
T 106	192 40. 14	31. 062	192. 40. 17	31. 061	3
T 107	81 12. 57	26. 401	81. 13. 03	26. 401	6
計	899° 59' 57"		計 900° 00' 01"		30"

平均 30" ÷ 7 = 4" 3

「農業と調査士業」



岩手支部 中島 純一

農業と調査士業は、用途によるものがあるのではないでしようか。昨今、農業は機械化され、質、くわ一つ、かま一つで作業していたのに、今では耕転機、田植機、コンバイン、乾燥機等々である。

私が住んでいたところでは、昔から五反百坪といわれ、農家の田の平均が五反であった。今では山奥の田は傾斜され、もともと少なくなっているはずなのに、機械は反比例のごとく増えている。その機械も一年三六五日の内、何日使用するのであるか。農家一軒、一軒が所有する機械を経済的に考えた場合どうなのか。米を作るために機械を買ったのが、作った米を全部売ってもまだ機械のコインが返らないという話も聞く。又、機械もどんどん新製品が開発され、何年もしないで従来の機械は旧

式となる。

このことは調査士業にもいえるのではないかと。調査機械の言葉が来て完全自動化の機械とか○の調査士専用システムとか言っている。調査士業に機械を導入して悪いものではない。しかし、燃料ではない。何百万円もするのである。岩手の毎年の総事件数をみても、ほぼ倍ばかりの状況である。事件が増え、機械化、又は補助者を増やさない、仕事が増え、報酬が増えない。仕事の能率を上げるために買った機械がコインを返済するためには仕事を増やす必要はないか。

一般企業のように、私共のところにはこういう機械がありますので、どうぞ仕事を依頼しますと会社割りできらわけでもない。ただもくもくと実績をつむかさないのが私達の業界であるとすれば、各個人個人が機械を借りに購入してコインに縛られるより、作業をします情報化、機械化される事を考えれば、各支部別に、機械、計算機、情報センターのようなものを作り、機械を借りに持つのでなく、一つの集団で持つ、より品質のよいものが選べるのではないかと。又、従来の既成事実にとらわれず、発想の転換をし、岩手組合合同

事務局を作り、調査、調査、計算、作図、申請等を区別し、分限化すればどうか。各個人が、小さな事務所でも僕々にやるより、大きく明るい清潔な事務局でバックアップが流れるようなところで仕事をやる時代ではないか。種々な言い方をすれば、農業の二の舞にならないように転ばぬ支の柱が重要な時期が来ているのではないかと想う今日この頃である。

本部理事一年生

新入理事 田中 拓朗

新入理事年少ということでは、一言陳謝申し上げます。現実、支部を指導する立場になることを自覚し、そのため本部事務を十分理解しておかなければ、だめだ。と、私が支部理事を担当していた時、当時、支部長を担当されていた栗川副会長が支那理事会事でおっしゃっていたので、昭和五十一年、入会して間もなく、支部理事またその後継支部長を仰せ付けていた自分にも、いつか本部理事のお声がかかってくると思っていました。自分としては、願ってもないチャンスだと喜んでおります。

役員をしている間、支部理事会の議事等で、本部はどうなっているのだ。と理事から支部長へ聞いかげられることもよくあり、その都度、本部理事について疑問を持っていたのも事実です。しかし、副支部長時代、支部長の代役で、正月、湯本大谷山荘で行われた合同理事会へ参加させて頂いた。その討論の活発なことに比べ、くりにして、いつかは、自分も参加したいと思っておりました。つい最近まで、高校時代の友人が主宰する「インフォメーション」という情報誌の編集を手伝っておりましたので、その経験を活かさせれば、と支部長へ入らせていただきました。自分の再登壇、くだけた記事も取りあげていただきました。いろんな「アイデア」を提案中です。又、これからの店舗部の置かれている立場は、日々変化し、重要な要素にも立ち向かっていかなくてはならないと思っております。この重責を果たすため、一生懸命努力いたしますのでございます。何かお伺いまで初めての事なので、先般役員の方の御指導をいただきながら、皆様の御期待に届くべく、がんばって参りたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

岩手支部 田中 拓朗

あなたの事務所だけの オリジナルテレホンカードを作ませんか

01 5 10 30 50
REGISTRATION

むかしむかし、100年以上も前は
縄で測量していました

NTTテレホンカード 50

01 5 10 30 50
REGISTRATION

土地・建物を調査測量して表示登記の
申請手続をするのが土地家屋調査士です

次のような場合は土地家屋調査士にご相談下さい

- 建物を新築または増築したとき
- 建物の種類（用途）または構造の変更をしたとき
- 建物をよりこわしたとき
- 地味を造成して宅地に変更（地味変更）したようなとき
- 登記されている面積と実際の面積が違っている場合
- 一筆の土地を二筆に分割したいとき
- 数筆の土地を一筆にまとめたとき
- 近隣地域の地味と地味の間隔が違っているとき
- 地味幅が不明のため地味が分からないとき
- 立地等の標本または立図が必要になったとき
- 相続のために土地を分売したいようなとき

土地家屋調査士
甲野 太郎
Tel 0836-22-5975

NTTテレホンカード 50

テレホンカードに書き入れる文字やイラストは自由です
(カラー、白黒いずれも可)

01 5 10 30 50
REGISTRATION

土地建物を調査
測量して表示登
記の申請手続を
するのが私の業
務です。

土地家屋調査士
甲野 太郎
Tel 0836-22-5975

NTTテレホンカード 50

製作料 （カード料金は別途）	
同一種類 50枚	15,000円
〃 100枚	20,000円
100枚以上御相談の上	
●1枚だけの製作料	500円

企画部

こあいさつ

企画部長

高田 吉雄

この度因らずも、企画部長の大役を仰せつかり、その責任の重大さをひしひしと感じております。歴代の部長は数々の立派な業績を残しておられますが、私もこれからその実績を見習いながら、ベテランの企画部担当竹内副会長をはじめ、三好、浦井両企画担当理事のお力添えで任務の遂行に努力したいと所存する次第です。

企画部の本年度事業計画は、五月二十四日の総会に於きまして、前部長より発表され、總會資料等で会員の皆様はご周知のことと思えますが、次の四項目です。
 (1) 研修会の開催、(2) 法務局登記部門との協議会の開催、(3) 企画委員會議の開催、(4) 特別会員研修会の開催。

昨今、各支部に於かれましては実情に添った研修会が企画委員の皆様を中心として、積極的に行われており、本部の主催する研修会は、各支部の企画委員会が満足する前の頃とは、その求められる内容がいささか違ってきているように思えます。我々会員の社会的な地位の向上とP.R.、巾広い知識を吸収する意味で、地域とのふれあいも含めた、市民講座を企画中ですが、会場設置その他の準備で十一月に実施する予定です。又今年度は既にご存知のとおり総会で提案された報酬額変更につき、六月二十九日付をもって法務大臣の認可があり、七月一日より施行されています。この骨子である報酬額運用基準の改訂を準備中であり、九月六日、十三日に説明会を実施致しますが土地建物の具体的な現場説例を折り込んだ運用説明には出来る限り多くの会員の皆様に参加してもらいたい所存です。去る七月二十九日、三十日に東京の日調連会議で行われた企画担当者会同に竹内副会長と共に出席させて

いただきましたが、席上連合会執行部の方々が声を大にして伝達された事は、制度化された報酬の運用を、重責を担う我々会員は適正に遵守しなければ、将来的に業務に見合った報酬制度の確立もできないという事でした。地方会別の土地建物の一件当り平均報酬額対比表を見ましても全国平均に比べ十一〜三割低いのが山口会です。年々の地価の上昇と、国民の権利意識の高揚で業務の重責が感じられる今日、認可された報酬額を適正運用する事は我々会員の義務でもあります。支部の研修会に於かれましても、時折報酬運用のテーマをかがけてみられてはと思えます。

三名の企画部員は新米理事ながらも会則四十六条に掲げられた企画部事務を二年間、一生懸命遂行する所存です。会員諸兄先輩のご指導とご協力をお願い申し上げます。次第です。

「就任にあたって」

総務公共事業部長

小嶋 慎一郎

過日の合同役員会において、はからずも、大役を引受けさせて戴くことになりました。

今年度は、申請書の補正状況の調査、特に公編登記の実態調査や登記部門、県用地課との協議会の開催等、重要な業務が掲げられております。

また十月には、当地において、中国プロクタ協議会が開催の予定であります。

非才で、若輩者ではありますが、会員各位の御指導、御協力のもと、会の発展のため努力したいと思っております。



事務局だより

会務報告

四月 一日(水)	表示登記無料相談開設	県下十三会場
三日(金)	中B会長会・総務・広報・公共事業部会	於広島市
一日(土)	監査会	於会館
一八日(土)	理事会・支部長会	於法務局
二二日(水)	三者協議会	於会館
五月 二日(土)	役員推薦委員会	於防府市たから屋
二三日(土)	總會打合せ	於サンライフ防府
二四日(日)	定時總會	於岡山市
六月 四日(木)	中B会長会	於会館
五日(金)	事務引継会	於防府市
六日(土)	防府支部總會	於会館
二一日(木)	山口支部總會	於下関市
二二日(金)	下関支部總會	於東京部
二三日(土)	日調連總會	於岩国市
岩国支部總會		於徳山市
徳山支部總會		於萩市
萩支部總會		於宇部市
宇部支部總會		於山口グランドホテル
理事会他、合同役員会		於かめ福ホテル
広島法務局長歓迎会		於会館
広報部会		
総務部会		
企画委員会		
三者協議会		
二八日(火)		
二五日(土)		
二一日(火)		
二〇日(月)		
一五日(水)		
四日(土)		
七月 四日(土)		
二九日(水)	全国企画担当者会議	於東京都
三〇日(木)		

行事予定

八月 一日(土)	企画部会	於会館
一〇日(月)	広報部会	於会館
二〇日(木)	山口地方法務局長披露会	於山口
二一日(金)	中B会長会監査会	於山口市
二二日(土)		
二八日(金)	総務部会	於会館
三〇日(日)	司調共催囲碁大会	於会館
九月 六日(日)	本部主催研修会	於宇部市
一一日(金)	自主支部長会	於萩市
一二日(土)		
一三日(日)	本部主催研修会	於徳山市
中・下旬	証紙等点検調査	於会館
一〇月二三日(火)	三者協議会	於会館
二二日(木)	全国ゴルフ大会	於宇部カントリークラブ
二三日(金)	中国プロクク協議会總會	於山口市
二四日(土)		
一一月八日(日)	史跡探訪会	於宇部市



「表示登記の日」

について

広報部より

今年も、四月一日、「表示登記」の日として、無料相談所が、県下十三会場で実施されました。

おかげで、十年前までは、「表示登記」＝「保存登記」と言った考え方や、土地家屋調査士＝司法書士という混同された認識から、徐々に、土地家屋調査士という独立した存在が、意識されはじめている様です。

今回の無料相談所に足を運ばれた人たちは、主として、市町村広報紙を媒介とされた様です。

相談の内容も、昔は、司法書士の分野での相談が多かったのに、今回は、「国土調査に関するもの」「字図の地番記入」に関するもの、その他表示登記に関する手続を軸として、他分野に関する相談が増加しているようです。

尚、十月一日は、「法の日」として、各事務所にて、無料相談を行っております。

山口県土地家屋調査士会は、特にこの日を「境界の日」と認識し、一般の人に対する無料相談を行って下さい。

一方、私達調査士自身も、「境界の日」を頭に入れ、どの様にすれば、境界紛争を予防することができるかを整理する日と位置づけたいかがでしょうか。

法17条の地図が整備され、その地図上の境界標が現実存在していないとどうしてもトラブルが発生しやすい様です。

ましてや、山口県において、明治時代に作成された分間図すら存在しない特別な地区もあります。

この様な地区にあっても、現実には境界は存在しています。また境界のトラブルも発生しています。

この様な困難な問題の相談に対して、問題解決のための適切なアドバイスが要求されている様です。



会員異動状況

一、会員入脱会状況

支部	氏名	年月日	入脱会	事務所
徳山	中村光長	62・4・9	入会	光市島田二丁目四番三〇号
山口	増満増郎	62・6・4	〇	吉敷郡小郡町大字下郷五五九番地の二
防府	福原治重	62・5・1	脱会	(島根会へ移転・島根県郡賀郡三隅町大字芦谷五八四番地)
下関	宮崎 衛	62・5・30	〇	
徳山	重安義美	62・6・27	廃業	
宇部	瀬口嘉造	62・6・30	脱会	

二、事務所変更 他

支部	氏名	異動事由	備考
岩国	東 章	住所変更	熊毛郡平生町大字佐木 一〇二二
山口	松永 郁	事務所	〇
山口	小倉六治	事務所	〇
下関	中田久男	事務所変更	大字平生町字東浜 二一六一一
徳山	徳永忠弘	事務所変更	下関市貴船町二丁目五番一号 一〇番七号

編集後記

我が母校、徳山高校が甲子園行きを果たしてくれ、甲子園までの列車の中は、ひさびさの同窓会。第一戦で意外な敗退に終わったものの、後援がくれた、すばらしいプレゼントに感謝。感謝。 田中拓朗

「不当誘致基準に對するアンケート調査の結果について」

広報部より

「会報やまぐち第35号」におきまして、報告した会員の意識調査の結果をどの様に分析なさっているのでしょうか？ 分析された意見を、広報部まで投稿して下さい。また、アンケートに対する回答率は、六三・四です。この回答率は、どの様に理解すべきなのでしょう？ このことに対してでも投稿して下さい。

不当誘致基準の問題は、調査士会の品位保持との関係で、会の姿勢あるいは、会の運営の根幹をなす最重要課題です。

現実の社会状況の変化に対応し、調査士会に帰属する会員個々の利害と調和する品位保持について、紙面討論を試みてはいかがですか。

中国ブロック協議会より、下記の事例は、違法となるものとして、金融機関各位にご配慮をお願い致しました。

記

違法となる諸事例

- (1) 銀行ローン等を利用して、建物を新築や増築したので、自分の考えで土地家屋調査士に「建物表示登記」を委任しようとしたところ、金融機関が指定する業者に委託させること。
 - (2) 金融機関で特定の土地家屋調査士の委任状、その他登記に必要な用紙類を常備して使用する。この場合委託させる行為は、土地家屋調査士と共に違反となる。
 - (3) 金融機関が指定の司法書士事務所へ「建物表示登記」と「保存登記」を委任するよう指示する行為。
 - (4) 金融機関等で発行する「不動産登記」に関する「しおり」や資料の中で「表示に関する登記」は土地家屋調査士でなければ業務の受託ができないのに司法書士ができるような誤った説明がなされたものがある。
 - (5) 建物の新築等の登記の説明で「建物の表示の登記」（土地家屋調査士業務）が完了しなければ「保存登記」（司法書士の業務）ができないのに「表示の登記」に関する説明をしないで司法書士に委託すれば「表示登記」と「保存の登記」が同時にできる等と、土地家屋調査士法、司法書士法違反となる誤った説明がなされているものがある。
- ㊦ なお、所属会員は、金品等を提供して業務を不当に誘致する等の行為は禁じられていますので、ご承知おき願います。

●●●表紙の写真●●●

山口地方事務局の本局は、移転されました。本会に入会されている人は、一度はお世話になった建物ではないでしょうか。もう少して、この建物の姿も見ることができなくなります。

●●●ちっちゃなお知らせ●●●

事務局にテレビが贈られています。事務局でも高校野球が見物できます。お気軽に（事務局の仕事のじゃまをしない程度に）遊びに来て下さい。贈り主は、新本とか言う先生だそうです。

法律

Watching

電算機時代に対応する刑法改正

法務省は、コンピュータを不正に利用する新型犯罪に対処するため、刑法の一部改正案をまとめ、国会に提出した。

刑法の近代化に関しては、十三年前、法相の諮問機関である法制審議会から全面改正のための草案が提出されたものの、精神障害者に対する保安処分の導入などをめぐって賛否が激しく対立し、今日まで作業が中断したままとなっている。

そこで、電算機を利用した不正行為で、処罰が当然なのに刑法に

規定がないものに限って、全面改正作業とは切り離して緊急の穴埋めの必要な是正がなされたもので、これにより明治四十年制定の現行刑法も、電算機時代に即応する一応の体裁をそなえたことになる。

改正の主要なポイントは二点ある。第一点は、電算機の情報処理に使われる磁気ファイルなどの電磁的記録を改ざん、破壊する行為に対して、文書偽変造・毀棄(きき)罪に見合った処罰規定を設けること、第二点は、銀行のオンラインシステムなどを破壊し、業務を混乱させるなどした場合、一般の業務妨害罪より重く処罰すること、第三点は、銀行の預金口座の残高を不正に動かして財産上の利益を得る行為などを詐欺罪に準じて処罰すること、である。

磁気ファイルの改ざんは文書偽変造罪にあたるか、といった議論や、CD犯罪は現金を手に入れない限り、処罰できないといった不都合は、今回の改正で解消する。

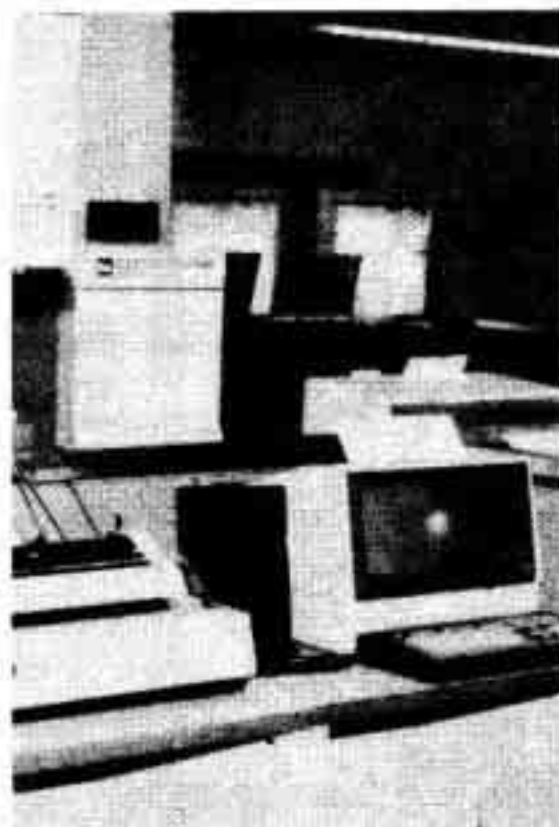
最近ではハッカーの被害が目立ち

だした。先日、茨城県・筑波の高エネルギー物理学研究所の電算機に西独の学生らが電話回線を通じて忍び込む事件があった。しかし今回の改正でもハッカーそのものは処罰対象とされていない。それは現行刑法が、単に情報を見る行為は処罰しないため、結局ハッカーについては、電磁的記録物を破壊、改ざんして業務を妨害したり不正の利益を得るなど、違法性の強い行為を伴った場合にのみ罰せられることになる。

もう一つ論議になったのは、データの不正入手である。これについては「データ保護法のない現状で、電算機に蓄積されているという理由だけでデータを保護するのは不合理」という反対論があり、処罰規定の新設は見送られた。

電算機の普及により個人に関するデータがのぞき見などの危険にさらされている。ただし、これは一般的なプライバシー保護法の制定で対応するのが本筋である。

電算機の安全対策として刑法にあまり多くの役割を期待すると、それなりに弊害が予想されることも忘れてはならないだろう。



御参加下さい!!

「史跡探訪」は、11月8日、
宇部支部にて計画される。

恒例となりました「史跡探訪」は、宇部支部の引受けで実施されます。

たった一日ですが、家族も含めて参加でき、新発見を期待して、毎年参加人数も増加している様です。

今回のテーマは、厚東氏の足どりを中心として、計画が行なわれるとのこと。

宇部には、「厚東川」があり、現在もなお、厚東氏との関りがあるのででしょうか。

セメント工業及び石炭の町から化学工業の町へ、そして、山口テクノポリスの中心への華麗なる変身をとげる、宇部・小野田・山陽地区の母体となる秘密をさぐりましょう。

多数の皆様の参加を期待します。